



平成 18 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 エ ス フ ー ズ 株 式 会 社
代 表 者 取 締 役 社 長 村 上 真 之 助
(コード番号 2292 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役
経 営 管 理 本 部 長
富 沢 進
(TEL . 0798 - 43 - 1065)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 5 月 25 日開催予定の第 40 回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行され、インターネットのホームページ上に公告を掲載するいわゆる電子公告制度が導入されております。この電子公告を採用した場合、公告掲載のための費用を大幅に節減することが可能となりますので、わが国におけるインターネット利用の一般化も勘案して、電子公告を採用することとし、現行定款第4条を変更するものであります。
- (2)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されることに伴い、次のとおり現行定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株式の権利を合理的な範囲に定めるため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、変更案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、120,000,000株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、500株とする。 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告の方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、500株とする。 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 第11条に定める請求をする権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株式の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する取扱いならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎決算期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、基準日を定めることができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第2条 [条 文 省 略]</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第1条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対し請求(以下「買増請求」という)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>[現 行 ど お り]</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第2条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第3条 当社の株式に関する手続き及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>[削 除]</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 [現 行 ど お り]</p>
現 行 定 款	変 更 案

<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>(招集者及び議長) 第3条 〔 条 文 省 略 〕</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>(決議の方法) 第4条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使) 第5条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(取締役の員数) 第6条 〔 条 文 省 略 〕</p> <p>(取締役の選任) 第7条 取締役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。 当会社の取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第8条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>(招集者及び議長) 第16条 〔 現 行 ど お り 〕</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第8条 〔 現 行 ど お り 〕</p> <p style="text-align: center;">会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使) 第9条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 〔 現 行 ど お り 〕</p> <p>(取締役の員数) 第20条 〔 現 行 ど お り 〕</p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。 〔 現 行 ど お り 〕</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
現 行 定 款	変 更 案
(役付取締役)	(役付取締役)

<p>第9条 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役、各若干名を置くことができる。</p> <p>(代表取締役) 第20条 取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を統括する。 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第21条〔条文省略〕</p> <p>(取締役会の招集手続) 第22条 取締役会を招集するときは、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議) 第23条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第24条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</u> <u>取締役会の議事録は、これを10年間本店に備置く。</u></p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>(取締役の報酬) 第25条 <u>取締役の報酬は、株主総会において定める。</u></p> <p>(監査役の数) 第26条〔条文省略〕</p>	<p>第3条 取締役会は、その決議をもって取締役の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役、各若干名を置くことができる。</p> <p>(代表取締役) 第4条 〔現行どおり〕</p> <p>取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第5条 〔現行どおり〕</p> <p>(取締役会の招集手続) 第6条 取締役会を招集するときは、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: right;">〔削除〕</p> <p style="text-align: right;">〔削除〕</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(監査役の数) 第29条 〔現行どおり〕</p>
現行定款	変更案
(監査役を選任)	(監査役を選任)

<p>第27条 <u>監査役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第28条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第29条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を1名以上置く。</u></p> <p>(監査役会の招集手続) 第30条 <u>監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議) 第31条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第32条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u> <u>監査役会の議事録は、これを10年間本店に備置く。</u></p> <p>(監査役の報酬) 第33条 <u>監査役の報酬は、株主総会において定める。</u></p>	<p>第30条 <u>監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 〔現 行 ど お り〕</p> <p>(常勤監査役) 第32条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集手続) 第33条 <u>監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>〔 削 除 〕</p> <p>〔 削 除 〕</p> <p>(監査役の報酬等) 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>
---	--

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役補欠者) 第4条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において、あらかじめ監査役補欠者を選任することができる。 <u>監査役補欠者は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 前項により選任された監査役補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 監査役補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>	<p>(監査役補欠者) 第5条 【現 行 ど お り】</p> <p>監査役補欠者は、<u>議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 【現 行 ど お り】</p> <p>【現 行 ど お り】</p>
<p>(営業年度) 第5条 当社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とし、<u>営業年度の末日を決算期日とする。</u></p>	<p>(事業年度) 第6条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの<u>1年とする。</u></p>
<p>(利益配当金) 第36条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u></p>	<p>(期末配当及び基準日) 第37条 当社は、<u>毎年2月末日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p>
<p>(中間配当金) 第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という)を行うことができる。</u></p>	<p>(中間配当及び基準日) 第38条 当社は、毎年8月31日を基準日として、<u>取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間) 第38条 <u>利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から、満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) 第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>

(注) 上記変更案は、平成18年4月20日開催の取締役会で決議した内容ですが、本年5月25日開催予定の株主総会に上程する際には、文言の修正等を行うことがあります。

以 上